

全国自治体情報公開度ランキング採点基準 (全国大会ランキング評価用)

全国市民オンブズマン連絡会議

交際費	交際相手情報	市長交際費の相手方情報	A	5ポイント	相手方の個人名まで全面公開	病気見舞いの個人名まで原則開示
			B	4ポイント	一部の個人名のみ非公開	病気見舞いは一部非開示
			C	3ポイント	非個人の公開+個人名のほとんどが公開	病気見舞い以外の個人名はすべて開示
			D	2ポイント	非個人の公開+個人名の一部の公開	個人は相手により開示、一部非開示
			E	1ポイント	非個人の公開+個人名の非公開	法人・団体名のみ開示
			F	0ポイント	非個人の一部の公開(個人一部公開も含む)	法人・団体名も一部非開示
			G	0ポイント	その他	
			予定価格情報	首長部局	A4コピー用紙の予定価格情報の	A
B	4ポイント	予定価格を入札後に公表する制度がある				情報公開請求によらず公表
C	3ポイント	入札後に情報公開請求があれば予定価格を開示する				
D	2ポイント	情報公開請求もで開示せず				
E	0ポイント	予定価格を作成せず				
制度運用	(首長部局に開示可能な情報に基づく)	A	5ポイント	何人も情報公開請求可能		
		B	2ポイント	広義住民以外の人は、理由を書けば情報公開請求可能(条例に記載あり)		
		C	0ポイント	広義住民のみ情報公開請求可能		
	コピー代		5ポイント	A4	1枚あたりの複写料(10円)	
		0ポイント	A4	1枚あたりの複写料(15円以上)		
失格	閲覧手数料					

※ 情報公開度、制度運用は08年12月1日現在

## 2008年度情報公開度ランキング調査

自治体名 \_\_\_\_\_ ご担当者の所属・お名前・連絡先

(以下の回答の基準日は2008年12月1日現在でお願いします。また、今後改定が計画されている場合は記載をお願いします。)

### 1. 交際費調査

【質問】 貴自治体における、首長交際費の支出相手先の公開基準について、お問い合わせします。

首長交際費を情報公開請求した際の、支出の相手方の団体名、氏名の開示基準について、2008年12月1日現在の開示基準は( )である。(A～Gのうち当てはまるものを選択してください。)

- A 相手方の個人名まで全面公開(病気見舞いの個人名まですべて開示・「病気見舞いを支出していない」場合を含む)
- B 一部の個人名のみ非公開(個人名は病気見舞いのみ一部非開示)
- C 非個人の公開+個人名のほとんどが公開(病気見舞い以外の香典などの個人名は全て開示、病気見舞いは全面非開示)
- D 非個人の公開+個人名の一部の公開(香典・病気見舞いにかかわらず、個人は相手により一部非開示)
- E 非個人の公開+個人名の非公開(法人・団体名のみ開示)
- F 非個人の一部の公開(個人一部公開も含む)(法人・団体名も一部非開示)
- G その他

	A	B	C	D	E	F
病気見舞い	○	△	×	×	×	×
香典等個人名	○	○	○	△	×	×
非個人	○	○	○	○	○	△

○	全て公開
△	非公開とすることがある
×	全て非開示

### 2. 入札結果調書

【質問】 貴自治体における、2008年1月～12月に入札したA4コピー用紙の予定価格の公開基準について、お問い合わせします。

A 4 コピー用紙の予定価格を情報公開請求した際の開示基準について、2008年12月1日現在の開示基準は（ ）である。（A～Dのうち当てはまるものを選択してください。）

- A 情報公開請求しなくても、予定価格を入札前に公表する制度がある
- B 情報公開請求しなくても、予定価格を入札後に公表する制度がある
- C 情報公開請求があれば入札後に予定価格を公表する
- D 公表せず

### 3. コピー代

【質問】 貴自治体における、情報公開請求時の開示代（紙・A 4用紙）1枚当たりの金額は（ ）円である。（空欄に記入して下さい）

### 4. 閲覧手数料

【質問①】 貴自治体は情報公開請求時に、閲覧手数料を（ ）（A～Cのうち当てはまるものを選択して下さい）

- A 取らない
- B 取る（どういった際に取るかお書き下さい）
- C 現在は取らないが、情報公開審査会等で制度変更を検討中

【質問②】 ①でBと回答されていて、以前には取らなかったが現在は取るように制度を変更したケースについては、変更の理由がわかる審議経過や報告・答申等のホームページ掲載箇所をお知らせください（貴自治体のホームページに掲載していない場合は、FAXして下さるよう、お願いします）

Cと回答された場合も、現在の検討経過につきホームページへの掲載があれば、その箇所をお知らせ下さい。

### 5. 請求権者

【質問】 貴自治体への情報公開請求可能な人（条例上の請求。任意開示を含めない）は（ ）である。（A～Cのうち当てはまるものを選択してください。）

- A 何人も請求可能
- B 広義住民以外の方は、請求理由を書けば情報公開請求可能（条例に記載あり）
- C 広義住民のみ情報公開請求可能